

令和6年壱岐市議会定例会1月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第1日（1月16日 火曜日）	
議事日程表（第1号）	3
出席議員及び説明のために出席した者	3
開会（開議）	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
審議期間の決定	5
諸般の報告	5
発言の申し出（市長の挨拶、報告）	5
議案の審議（説明、質疑）	
報告第1号 令和4年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	7
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第1号 壱岐市手数料条例の一部改正について	14
議案第2号 令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	15
散会	20

壱岐市告示第1号

令和6年壱岐市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年1月9日

壱岐市長 白川 博一

- 1 期 日 令和6年1月16日(火)
2 場 所 壱岐市議会議場(壱岐西部開発総合センター2F)

令和6年壱岐市議会定例会1月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	1月16日	火	本会議	○開会 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○議案審議 ○散会 ○会議録署名議員の指名 ○審議期間の決定 ○議案の上程、説明

令和6年壱岐市議会定例会1月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第1号	令和4年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (1/16)
議案第1号	壱岐市手数料条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (1/16)
議案第2号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	省 略	原案のとおり可決 (1/16)

令和6年 壱岐市議会定例会 1月 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和6年1月16日 午前10時00分開会 (開議)

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 中田 恭一 14番 市山 繁
日程第2	会期の決定	347日間 決定
日程第3	審議期間の決定	1日間 決定
日程第4	諸般の報告	議長 報告
日程第5	報告第1号 令和4年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	総務部部長説明、質疑あり
日程第6	議案第1号 壱岐市手数料条例の一部改正について	市民部部長説明、質疑なし、委員会付託省略、討論なし、可決
日程第7	議案第2号 令和5年度壱岐市一般会計補正予算 (第7号)	財政課課長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論なし、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (14名)

2番 樋口伊久磨君	3番 武原由里子君
4番 山口 欽秀君	5番 中原 正博君
6番 山川 忠久君	7番 植村 圭司君
8番 清水 修君	9番 土谷 勇二君
10番 音嶋 正吾君	11番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	西原 辰也君
保健環境部部長	崎川 敏春君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

初めに、能登半島地震で犠牲になられた方々と御遺族皆様に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

令和6年壱岐市議会定例会は本日開会となりますが、本年も壱岐市及び市民皆様にとって実り多き年となりますよう、議員一同尽力してまいります。市民皆様の御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用の許可をしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年壱岐市議会定例会を開会します。

これより、1月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1月会議の会議録署名議員は、会議規則88条の規定により、13番、中田恭一議員、14番、市山繁議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月27日までの347日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月27日までの347日間と決定いたしました。

日程第3. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第3、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。1月会議の審議期間につきましては、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、1月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第4. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりであります。

ここで、閉会中の議員の辞職について報告いたします。

令和6年1月15日に、議席番号1番、森俊介議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いが提出されました。本件は、地方自治法第126条ただし書の規定により、議長において同日付をもって辞職を許可いたしましたので、報告いたします。

次に、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。令和6年壱岐市議会定例会の開会及び1月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

市民皆様、議員各位におかれましては、健やかに輝かしい新年をお迎えになられたことと、お喜びを申し上げます。本年も皆様の御理解、御協力を賜りながら、全力で市政運営に当たっ

てまいります。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、元旦に発生した令和6年能登半島地震、翌2日にはその被災地、能登半島に救援物資を輸送する任に当たっていた海上保安庁の航空機と日本航空の旅客機が、滑走路上で衝突して炎上するという大事故が発生し、新年波乱の幕開けとなりました。

能登半島地震では最大震度7が観測され、多くの死傷者や建物の倒壊、大規模火災、道路の寸断、断水、停電など、甚大な被害が発生し、多数の被災者が今なお厳しい避難生活を余儀なくされておられます。犠牲となられた方々と御遺族皆様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

なお、被災地支援につきましては、長崎県への正式な派遣要請があり次第、県及び本市を含めた県下市町が一体となり、被災地への災害派遣を行う予定といたしております。

さて、早いもので1月も半ばを過ぎましたが、1月6日の壱岐市消防出初式を皮切りに、壱岐市成人式、壱岐の島新春マラソン大会と、新年の幕開けを飾る大きな行事を市民皆様をはじめ関係皆様の御理解と御協力によりまして、滞りなく開催することができました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

次に、これまで取組を進めておりました磯焼け対策により回復した藻場について、壱岐市磯焼け対策協議会からジャパンプルーエコノミー技術研究組合へブルーカーボン・クレジット申請を行っておりましたところ、昨年12月11日にJブルークレジットとして、974.6トンCO₂の温室効果ガス吸収量の認証内示を受けました。この974トンというクレジット量は、令和2年度にJブルークレジット制度が創設されて以降、単年度の認証としては最大量となるものであります。

クレジット保有者は、壱岐市磯焼け対策協議会となり、今後、市及びJBCと連携して購入者の公募、販売を進めてまいります。また、その収益を活用し、さらに取組を拡充させることにより、全島的に磯焼け対策を加速化させ、本市周辺海域における藻場の早期回復を図るとともに、政府が推し進める2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの達成に向けた取組の一助となることを期待いたしております。

さて、本日提出しております案件は、壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告1件、条例の一部改正に係る案件1件、予算案件1件であります。

何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

本年も、市政運営に誠心誠意取り組み、議員各位、そして市民皆様とともに、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会に際して御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いたします。

[市長（白川 博一君） 降壇]

日程第5. 報告第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第1号、令和4年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてを議題とします。

本件についての報告を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 本日提出の案件につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

[総務部長（中上 良二君） 登壇]

○総務部部長（中上 良二君） 皆様、おはようございます。

報告第1号について御説明いたします。

令和4年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社への予算の執行の適正化等を図る観点から、本市が資本金等の4分の1以上、2分の1未満の出資をしている法人等で、市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条に規定する法人において行うものでございます。当法人は、昨年11月28日に定期株主総会が開催されましたので、これを受けて報告するものでございます。

壱岐クリーンエネルギー株式会社への出資比率は25.5%でございます。

令和4年度の経営状況報告でございますが、2ページから3ページは、事業経過報告書でございます。

4ページ、令和4年度風力発電事業実績表をお開き願います。表の拡大をお願いいたします。

表の上段が月ごとの集計値、下段が1日当たりの平均値となっております。

稼働状況につきましては、10月4日から11月18日にかけて、落雷による発電機の故障に伴う稼働停止。また、1月24日から2月6日にかけて、ヨーモーターの破損による稼働停止がっております。

売電金額の列を御覧ください。売電金額合計は9,319万1,208円となっております。昨年度が1億1,555万4,538円ですので、2,236万円程度減少をしておりますが、主な要因は、ただいま御説明いたしましたとおり、落雷による機器の故障等に伴う稼働停止によ

るものでございます。

6 ページは、監査報告書でございます。

7 ページをお開きください。貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産は4,859万4,606円、固定資産は4億4,366万194円、繰延資産は145万8,161円で、資産の部合計が4億9,371万2,961円でございます。

次に負債の部、合計は4億9,009万4,260円でございます。

次に純資産の部、合計は361万8,701円でございます。

負債及び純資産の部の合計は、4億9,371万2,961円でございます。

続きまして、8 ページをお開き願います。損益計算書でございます。

売上高は9,119万5,760円でございます。売上原価は9,612万9,049円で、9 ページに内訳を記載しております。

売上総損失は493万3,289円となり、そこから販売費及び一般管理費1,584万4,989円を差し引いた営業損失は2,077万8,278円でございます。

また、営業外収支を含めた経常損失は2,502万1,300円でございます。

特別利益である機器の故障等に伴う受け取り保険金を加えた税引き前の当期純損失は882万8,143円となり、税引き後の当期純損失は996万8,043円となっております。

10 ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。

当期末の純資産の部合計は、361万8,701円となっております。

以上で、報告第1号令和4年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告を終わります。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 昨年も1月議会で、壱岐クリーンエネルギー株式会社について質問いたしましたが、引き続き関連で質問になると思いますが、質問いたします。

まず1点目は、昨年に続き、今年度もヨーモーターの破損が起きております。令和3年度が2回、今年度は1回ということで、このように連続的に起きたということではありますが、その原因は何だったのか、改善はなされたのかという点であります。

2番目、今度新たに10月に落雷による発電機の故障が起きております。修理に時間がかかっておりますが、落雷という、ある面では予想されたことに対する事故発生の防止がなされていたと思うんですが、なぜ落雷による故障が起きたのか。今後、この落雷の故障の修理によって、今後繰り返されることはないのか、その辺りの状況をお聞かせください。

3点目、令和3年度は九州電力における電力抑制が16回あったにもかかわらず、令和4年度の結果には電力抑制がなかったのか、どのような理由でなかったのか、その辺りの状況をお聞かせください。

4点目、昨年もお伺いしましたが、役員報酬と寄附について、今回も内訳をお知らせください。昨年は寄附金の中に自民党への寄附金がありましたが、問題としましたが、その後の寄附金についての改善等、それから役員報酬についても何らかの改善がなされたのか、お答えをお聞かせください。

今日追加で、もう一つお願いいたします。昨年、委託料について支払っているということで総務部長のほうから返答がありましたが、今回も幾らかの委託料が払われているのか、この委託料はどのような契約に基づいて委託料を払っているのか、その点追加ですが、よろしく願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ヨーモーターの障がいの件でございますが、ヨーモーターは風車が風を正面で受けるように風向きに合わせて動かす部分に使用をいたします、風力発電の効率を高めるために大事な役割を持つ部分でございます。ヨーモーターの障がいについては、風力発電設備の北西側の山肌が風雨、雨風等で削れてしまいまして、そこに風が吹きつけることで風の乱流が発生をし、風車の風の向きに合わせる動きに異常な負荷が発生した結果、ヨーモーターに障がいが発生していると考えており、2年連続で障がいが発生したところでございます。

風の乱流につきましては自然現象でございますので、今後も同様の現象が発生する可能性がありまして、ヨーモーターの障がいの発生も否めない状況でございます。自然現象だけに、未然の防止対策につきましては非常に困難ございまして、壱岐クリーンエネルギー株式会社においても障がい発生後の早期復旧に努められているところでございます。

次に、2つ目、落雷による発電機の故障は改善され、今後、落雷による故障を繰り返すことはないと言えるのかという御質問でございます。

今期の落雷によって発生した発電機の故障は修理をされ、正常に稼働をするようになっておりますが、今後も落雷による発電機に不具合が発生する可能性は否定できない状況でございます。避雷針等の雷対策はございまして、落雷を完全に防ぐ、あるいは被害を回避することは非常に困難でございますので、保険等で損害へ備えがなされているものと認識をいたしております。

次に、3点目でございますが、令和3年度の九州電力による電力抑制が16回あった、令和4年度のその状況はという御質問でございます。

電力会社による出力制御は、令和4年度についても実施をされております。

議案の4ページを、お開きを願います。表の年、月、区分、平均風速、最多風向、運転時間の次の列に、電力抑制、その次の列に予想捨電量金額を示しております。

これによりますと、今期は3月、4月、5月、6月、9月に、合計で325時間の出力制御が行われ、18万5,227キロワットアワーの電力が抑制されたと見込まれております。

続きまして、4つ目の役員報酬、寄附金の内訳はどうなっているのか、昨年度から改善への検討はなされたのかという御質問でございます。

役員報酬につきましては、取締役社長が200万円、取締役が1人70万円、3人でございます。監査役が10万円、3人ございまして、合計で440万円の支出となっております。

寄附金につきましては、地元公民館への寄附が30万円、地元の花火大会への寄附が5万円となっております。

役員報酬につきましては、前年と同様でございます。

寄附金につきましては、前年度処理誤りがあったものにつきましては改善がなされているところでございます。

それと、追加の委託料の御質問でございますが、これにつきましては、その内容につきましては、風力発電機の点検、そしてメンテナンスの対応等々にかかる分ということで、委託料として支払いが行われております。

また、ウインドパークに設置されているトイレ等の管理委託につきましても、これは市からの委託でございますが、36万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1番のヨーモーターの破損、それから2番目の落雷による故障ということで、修理は済んだということでもあります。今後、気候状況とかいうことで繰り返されるんではないかということですが、全国にも風力発電は多々あるわけですから、そういう教訓からいって、何らかのヨーモーターの改造とか、それから施設の改良とか、それから落雷防止とか、そういう点での改良の余地はあるんではないかなというふうに思いますが、その点での取組はされているのかということです。

それから3点目の、電力抑制はあったということで、表を見ればそうかなということですが、年間の事業の推移を見る2ページ、3ページ目には、一切その電力抑制の記載がなかったのでお伺いしたわけですが、電力抑制もこれも年々毎年あるということでもあります。そのことによって、結局は電力が無駄になるということでもありますから、今後、電力抑制が毎年のように続くのであれば何らかの電力抑制を有効に止める、抑制で電力が無駄にならないようにする、そ

の対策はあるのかと、しているのか、その辺りのお考えを聞かせてください。

それから4点目の役員報酬ですが、役員報酬というと、その役員の中に市長が役員としていらっしゃるわけですが、70万の報酬を。第3セクターという、そういう位置づけの会社でありますから、市長がこの70万の報酬を受けるのが適正であるということなのか。やっぱり去年も問題にしましたが、第3セクターということでの位置づけで報酬をもらうのは、やっぱり考えるべきではないかなと思います。

それから、去年も問題にしましたが、壱岐クリーンエネルギー株式会社そのものが、株式会社なかはらのホームページの中に、もう一企業としての位置づけがあるわけで、そういうふうで代表取締役も中原さん、それからいろんな役員も、なかはらの役員さんがほかにもいるという形での役員構成になっている。そういう点で、第3セクターとしての壱岐クリーンエネルギーセンターの役員、それから役員報酬について、これでいいのかというふうに、とりわけ市長の報酬について問題ないということなのか、再度お伺いします。

それから寄附金についても、確かに地元の公民館についての寄附ということであるでしょうけども、この寄附金も毎年のように30万寄附金。これ幾つの公民館に、毎年同じところに出されているのか、その辺りちょっとお聞かせ願えますか。

それから、最後の委託料についてですが、故障したときに委託料払ってるよ。この委託料は市から幾ら出されているのか、市が出しているのか、会社が出しているのか、その辺り委託料をお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 山口議員の再質問にお答えをいたします。

まず第1点目のヨーモーターあるいは発電機、落雷による発電機の故障の分、改良の余地、またはそういったことに関しての取組ということでございます。

先ほど申しあげましたように、自然現象ということで、非常に未然の防止対策は困難であろうというふうに考えております。そうした中で、このヨーモーターの修理、また発電機の修理を行うに当たりまして各事業者と、またいろいろな情報交換や、そういった対策等についても協議がなされているものと認識をいたしておりますけれども、現状といたしましては、自然現象というようなところで非常に難しい状況であるということでございます。

役員報酬の件でございますが、役員報酬、また、等に関する事の御質問でございましたが、これにつきましても、昨年答弁をさせていただいておりますけれども、この市長が取締役として入ることにつきまして、市長の役員就任に係る法的制限については、地方自治法第142条に規定をされておまして、そこには何ら触れることはない、そういったことで取締役就任することは問題もない、また報酬を得ることについても問題はないということで、去年も答弁

をさせていただいておりますが、そうした中での、そうした法的に何も問題ないというような状況の中での対応ということで、御理解をいただきたいと思っております。

それと、寄附金の状況でございますが、寄附金の公民館、各自治公民館への内訳でございますが、箱崎の4つの公民館に全部で30万円の寄附がなされているところでございます。

2つ目が。すいません、2つ目の御質問は。

○議員（4番 山口 欽秀君） 電力抑制の対策。

○総務部部長（中上 良二君） 失礼いたしました。

電力抑制の対策でございますが、今回の電力抑制によります金額に換算をいたしますと、今期の出力制御によりまして、400万円ほど売上げへの影響が見込まれております。

出力制御につきましては毎年発生をいたしておりますが、電力の安定供給のために必要な処置であることは認識を、これはもういたしておりますが、活用できる再エネが無駄になっているということも事実でございますので、余剰の再エネを有効活用するためにも、水素あるいは蓄電池による貯蔵が必要だということで、今後、検討協議が必要かというふうに考えております。

以上でございます。

それと、なかはらグループの件でございますが、これも昨年もそうしたことで質問がっております。なかはらグループの企業との関係につきましては、当初、旧芦辺町時代に株式会社なかはら、そして芦辺町で一部出資をすることでクリーンエネルギー株式会社を立ち上げられたという経過もございまして、株式会社なかはらが主体となって経営そして運営もしているのも確かでございます。そういったことでホームページに掲載されているものと認識をいたしておりますが、グループとしての連結決算等を行われていないということは御認識をいただきたいと思っております。

ホームページにつきましては、昨年御質問いただきまして、それに対しまして、社長のほうに口頭電話で申入れをし、議会で誤解を招くような質問をいただきましたと、そういうことで改善の検討をお願いしたい旨の申入れはさせていただいております。最終的には、会社の判断ということになるかと思っております。

それと、委託料の件でございますが、市からの委託と申しますのは、壱岐市ウインドパーク管理費ということで、壱岐市が所有をしておりますウインドパークに設置をされているトイレ等の管理を委託しております、その分が36万円でございます。ほかは、市が委託をしているということはありません。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 様々な機械の故障というのは起こり得るわけですが、今後対応をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

電力抑制についても、今後ずっと続くわけですから、この会社が維持するということであれば、対策は当然何らかの可能、自然ではないんですから、やるべきではないかなということだと思いますので、検討を進めていただきたいと。

そういう上に立って、第3セクターとしての壱岐クリーンエネルギーそのものをどう考えるかという点も、できてから20年を過ぎている、それからこういう自然現象等の故障を含めて様々なこともあるわけですが、とりわけ第3セクターとしての位置づけで、市はどのように考えているのかということていくと、第3セクターは公共性、それから企業性を併せ持つ、そういう組織だということはあるんですが、その中で、特に住民の暮らしを支える事業だという位置づけが、とりわけ公益性ですよね。公益性がどれだけあるのかと。電力ですから、みんな市民が使うわけですが、この事業によって市民生活、暮らしを支える事業として、今後も続けるのかという点でどうなのかと考えるわけです。

とりわけ、この社長がなかはら、いろんな役員もなかはら、会社も設置もなかはら、そういう、一部企業の条件に全部乗っかってやっていると、そういう企業であるわけで、その上に白川市長が報酬をもらっていると、こういう状況であるわけですから、20年たった、総務省も健全な経営のうちに民営化も含めた見直ししたらどうだということを通達で出しているわけですから、今後、クリーンエネルギー株式会社の運営について見直しを検討したらということ最後に思いますが、御意見をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） ただいまの山口議員の御質問でございますが、昨年も同様の御質問をいただいております。改めて答弁をさせていただきます。

壱岐クリーンエネルギー株式会社につきましては、過去の経緯も含めて御説明をいたしますが、平成11年に、主に風力発電事業を行うために旧芦辺町と株式会社なかはらとの第3セクターとして設立された企業でございます。設立当初、発電事業は公共性、公益性が高いと判断されたことから、旧芦辺町が出資比率の半分以上の51%を出資して設立をされております。

当初の風力発電設備につきましては、平成11年度に現在の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOと申しますが、の地域新エネルギー等導入促進対策費補助金を活用して整備されております。

その後、平成23年、当社の財務体質の強化を図る必要があったために、株式会社なかはらが増資を行ったことで出資比率が変化し、株式会社なかはらが74.5%、壱岐市が25.5%の出資比率となっているところでございます。この出資率につきましては、当時、増資に関し

て補助金を所管をいたしますNEDOに、交付済補助金の取扱いを確認をいたしましたところ、既に12年を経過して事業が終了しているため、自治体の出資比率が50%下回った場合の補助金の取扱いについては、特段の規定はないとしながらも、自治体が発与している事業として、出資比率25%以上を確保することが望ましいとの見解が示されたことから、現在まで25%以上の出資比率を維持しているところでございます。

平成31年、令和元年には、耐用年数を経過した風力発電設備を更新して、風力発電事業を継続しておりますが、当初の補助金交付から20年以上が経過をし、風力発電設備自体も更新をされていることを踏まえまして、NEDOから補助事業に関する制約は存在をしないとの見解も受けておりますので、当社の事業採算性等も慎重に判断をした上で、完全民営化あるいは民間売却など、市が関わる第3セクターであることが適切かどうかの方向性も含めまして、経営の在り方について、今後、協議検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第6．議案第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第6、議案第1号壱岐市手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 議案第1号壱岐市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴う、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市手数料条例の一部を改正する条例であります。

別表の手数料を徴収する事項及び金額を、記載のとおり改めるものでございます。

また、議案資料1の1ページから8ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照を

願います。

主な改正内容は、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書及び除籍証明書等が請求できる広域交付が追加されたものでございます。

なお、別表3項及び6項の戸籍及び除籍、電子証明書提供用識別符号の発行で、それぞれ1件につき400円及び700円が新設をされていますが、それ以外の戸籍関係証明書及び広域交付による手数料の金額に変更はございません。

そのほかにつきましては、法律改正による字句や引用条項等の整備をするものでございます。

次に、改正文の4ページをお開き願います。附則として、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願います。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号壱岐市手数料条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は議案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

日程第7. 議案第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第7、議案第2号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第2号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256億7,316万4,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、令和5年度国の補正予算に係る道路改良費補助事業分の事業費の追加につきまして補正をするものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

4ページ、第2表、繰越明許費補正の1、追加の、7款2項道路橋梁費の道路改良費（補助）は、今回計上する国の補正予算に伴い、追加する事業を繰り越すもので、2億10万円を計上いたしております。なお、事業の完了予定及び繰越理由等につきましては、別紙資料2、令和5年度1月補正予算案概要の3ページに記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

5ページ、地方債補正の1、変更は、今回の補正における道路改良事業に係る地方債を追加するもので、土木債の限度額2億7,890万円に、補正予算債6,170万円を追加し、限度額を3億4,060万円としております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。10ページから11ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税の普通交付税は、今回の補正予算に係る一般財源として33万2,000円を計上いたしております。

15款国庫支出金、2項4目土木費国庫補助金は、今回追加で交付される道路改良事業に係る国庫補助金で、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業費補助金、交通安全対策事業費補助金、合わせて1億3,806万8,000円を計上しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。今回の補正予算の事業内容につきましては、別紙資料2、令和5年度1月補正予算案概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

7款土木費、2項3目道路橋梁新設改良費の道路改良費（補助）で、資料に記載の11路線について事業を追加するもので、2億10万円を計上しております。

以上で、議案第2号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第2号について質問いたします。

1点目は、今回の事業は道路の改良ということで、道路防災安全事業と交通安全施設整備事業という工事が、3つの路線にそれぞれ行われるということでもあります。

この道路工事の、どういう狙いでどういう工事をされるのか、内容についてお聞かせください。

それから、この工事に対する予算で、社会資本総合整備計画が必要だということで国へ出されているということですが、壱岐市の社会資本総合整備計画の概要、平成22年ほどから国の補助金制度で始まっている事業ですので、かなり壱岐の事業としても蓄積があると思いますが、概要と今後どのような整備計画が考えてあるのか、その辺りをお聞かせください。

よろしく願います。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田建設部長。

○建設部部长（平田 英貴君） 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の道路防災安全事業、交通安全施設整備事業として行われる工事はどのような目的、内容のものかという御質問ですけれども、道路防災安全事業につきましては、平成29年4月に策定いたしております、壱岐市道路法面等維持管理計画に基づき、自然斜面、のり面構造物等の点検を実施した結果、危険の可能性があると判定した箇所の対策事業であり、危険度が高いものから計画的に対策を進めております。

今回の工事内容は、2級市道住吉長峰線の道路擁壁の補修工事、1級市道片原中央線のモルタル吹きつけのり面の補修工事、2級市道片原梅津線の自然斜面の対策工事について、予算を計上いたしております。

次に、交通安全施設整備事業でございますが、警察、教育委員会、学校、そして道路管理者で

ある県及び市の関係機関合同で、通学路の合同点検を平成24年から継続に実施をしており、その結果、対策が必要であると判断された箇所の対策事業であり、道路防災安全事業同様に優先度が高い箇所から計画的に対策を進めております。

今回の工事内容は、1級市道初山中央線の歩行者スペース確保を目的とした、側溝の蓋かけ工事、1級市道芦辺浦中央線の歩道整備工事、1級市道商高国分線における歩行者スペース明示のためのカラー舗装工事について、予算計上いたしております。

次に、2点目の壱岐市は社会資本総合整備計画を作成しているのか、作成しているとすればその計画の概要説明をとの御質問ですけれども、計画につきましては、社会資本整備総合交付金の交付を受けようとする自治体が作成するものと定められておりますが、交付要綱において、2以上の地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して取りまとめた整備計画を提出するものとしてされており、本市の整備計画は目的を同じとした複数の市町があることから、混成計画となっており、その場合は上位の自治体である長崎県において整備計画が作成されますので、壱岐市が独自で作成している整備計画はございません。

それと追加の、今後の交付金の活用をした事業の方針ということでございますけれども、交付金につきましては県のほうでメニューを作成がされておまして、そのメニューに対して各部署で計画があれば乗せていくということになりますので、各部署の計画については私からお答えすることはできませんけれども、建設部の関係におきましては今後もこの交付金を活用しながら、道路整備、住宅整備、下水道等の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 道路防災についてであります。高齢者が電動の車を使って道路右側を通行すると、で、対面で左通行の車が来るといような状況が増えていると思うんですよね。そういう中で、先ほど言われた側溝に蓋をするというのは極めて有効であるし、ぜひ進めていただきたいということを思うわけですね。そういう事故防止含めた安全、高齢者の安全を守るという点ですね。

それから、交通安全の施設については、確かに最近緑の線が増えておりますが、縁石を設けて、歩行者、それから自転車とか、そういうところの危険度に応じた縁石の設置とか、そういうのも検討していただくということが必要じゃないかなということで思います。

ぜひ、この道路防災、交通安全政策、進めていただきたいということでありますが、その中で、社会資本総合整備計画の中で、一般的にこの国についてと、いきますと、社会資本整備総

合計画事業として、もう一つ防災安全交付金事業というのが、この同じ交付金の中にありますよね。とりわけ能登地震を踏まえた防災対策ですよね。あれだけの大きな地震で、かなりのり面、山が崩れる、それから道路寸断されていると、そういう状況の中で、壱岐は急斜面が多くて危険地帯の指定が多々あるわけでありまして。それから、とりわけ漁協を見ると、港を見ると、もう民家の背面までですね。背面がセメントで囲ってありますが、極めて危険な状態の中で、下で住宅があるというようなことで、この防災安全という点での取組が、今後一層強められるべきであるというふうに思いますが、その点でのお考えどうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

○建設部部長（平田 英貴君） 山口議員の追加の御質問にお答えをいたします。

防災安全対策が、今後も取組が必要ではなかろうかという御意見でございました。今回の能登半島地震も同様に、道路が寸断をされて孤立するというような集落が問題視をされております。本市は、ただ網目状に道路が約1,300キロも走っておりまして、寸断をするというようなことがないように十分に道路の管理をしていきたい、そして安全対策の工事を進めていきたいというふうに考えております。

それと、集落の背後地の急傾斜地の工事でございますけれども、急傾斜地につきましては県の所管する部署、そして市が所管する箇所もございますので、急傾斜地につきましても適正に、計画的に工事を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 防災、この能登地震の結果、やっぱり防災というのが自治体の役割として求められている、日頃から防災に対して計画的に備えるということが求められていることがはっきりしたと思うんですね。そういう意味では、危険箇所をはっきりさせ、早め早めの防災対策を求めて、発言を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は議案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。1月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和6年壱岐市議会定例会1月会議を終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 中田 恭一

署名議員 市山 繁